

(別添1)

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目次)	(目次)
第1章 略	第1章 略
第2章 市町村民税	第2章 市町村民税
第1～第9節 略	第1～第9節 略
<u>第9の2節</u> <u>特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例</u>	
第10～第12節 略	第10～第12節 略
第3章 固定資産税	第3章 固定資産税
第1節～第5節 略	第1節～第5節 略
<u>第6節</u> 略	<u>第6節</u> <u>新築住宅等に係る固定資産税の減額措置</u>
<u>第7節</u> 略	<u>第7節</u> 略
第4章 軽自動車税	第4章 軽自動車税
第1節 通則	第1節 通則
	<u>第2節</u> <u>環境性能割</u>
	<u>第1</u> <u>課税標準</u>
	<u>第2</u> <u>申告納付及び納付義務の免除等</u>
	<u>第3</u> <u>道府県による賦課徴収</u>
	<u>第3節</u> <u>種別割</u>
<u>第2節</u> 税率等	<u>第1</u> 税率等
<u>第3節</u> 徴収等	<u>第2</u> 徴収等
<u>第4節</u> 税率の特例	<u>第3</u> 税率の特例

第5章～第10章 略

第1章 一般的事項

第1節 通則

4 課税権の承継

市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、承継市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継するものであること。（法8の2・8の3）

この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合において、既に消滅市町村が特別徴収義務者に通知した特別徴収税額を2以上の承継市町村が承継することとなる時又は新市町村が旧市町村の徴収金に係る権利を承継する場合において、既に旧市町村が特別徴収義務者に通知した特別徴収税額があるときは、承継市町村又は新市町村は、遅滞なく、特別徴収義務者に対し、その納入すべき特別徴収税額等を通知するものであること。（令1の2）

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所（以下6において「事務所等」という。）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、用務員等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供さ

第5章～第10章 略

第1章 一般的事項

第1節 通則

4 課税権の承継

市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、承継市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継するものであること。（法8の2・8の3）

この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合において、既に消滅市町村が特別徴収義務者に通知した特別徴収税額を二以上の承継市町村が承継することとなる時又は新市町村が旧市町村の徴収金に係る権利を承継する場合において、既に旧市町村が特別徴収義務者に通知した特別徴収税額があるときは、承継市町村又は新市町村は、遅滞なく、特別徴収義務者に対し、その納入すべき特別徴収税額等を通知するものであること。（令1の2）

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所（以下6において「事務所等」という。）とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供さ

れるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

第4節 第二次納税義務

1.3 同族会社の第二次納税義務

滞納者が同族会社の株式又は出資を有している場合において、その株式又は出資を公売しても買受人がないか、又は定款等によりその譲渡が制限されているため、その株式等を売却できず、かつ、滞納者の他の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その株式又は出資の価額を限度として、同族会社に対し、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。ただし、株式又は出資につき、その滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限の1年前までに取得したものについては、その適用が除外されているものであるが、この法定納期限とは、①法又はこれに基づいて定められた条例に規定している納付又は納入期限であって、②納期を分けている地方税、例えば普通徴収の方法によって徴収する個人の住民税及び固定資産税にあっては、その第1期分の納期限をいうものであり、③修正申告、期限後申告、更正、決定、繰上徴収、徴収の猶予、普通徴収の方法によって徴収する地方税の賦課もれ若しくは追徴に係る賦課決定若しくは換価の猶予をした場合の納期限又は法第474条第1項の規定による納期限は除かれるものであること。④また、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となった地方税の当該期限をいうものであること。（法11の4、令3の2）

1.4 実質課税額等の第二次納税義務

(1) 事業税等の課税においては、登記又は登録等による私法上の権利関係の如何

れるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3か月程度の1時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

第4節 第二次納税義務

1.3 同族会社の第二次納税義務

滞納者が同族会社の株式又は出資を有している場合において、その株式又は出資を公売しても買受人がないか、又は定款等によりその譲渡が制限されているため、その株式等を売却できず、かつ、滞納者の他の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その株式又は出資の価額を限度として、同族会社に対し、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。ただし、株式又は出資につき、その滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限の1年前までに取得したものについては、その適用が除外されているものであるが、この法定納期限とは、①法又はこれに基づいて定められた条例に規定している納付又は納入期限であって、②納期を分けている地方税、例えば普通徴収の方法によって徴収する個人の住民税及び固定資産税にあっては、その第一期分の納期限をいうものであり、③修正申告、期限後申告、更正、決定、繰上徴収、徴収の猶予、普通徴収の方法によって徴収する地方税の賦課もれ若しくは追徴に係る賦課決定若しくは換価の猶予をした場合の納期限又は法第474条第1項の規定による納期限は除かれるものであること。④また、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となった地方税の当該期限をいうものであること。（法11の4、令3の2）

1.4 実質課税額等の第二次納税義務

(1) 事業税等の課税においては、登記又は登録等による私法上の権利関係のいか

__にかかわらず、収益が実質的に帰属する者に対し、いわゆる実質課税が行われることにかんがみ、課税と徴収の一体化を図る趣旨から、その実質課税に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その事業税等の賦課の基因となった収益が法律上帰属するとみられる者に対し、その収益が生じた財産を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。

(2)及び(3) 略

19 軽自動車等の売主の第二次納税義務

(1) 法第444条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等（以下「所有権留保付軽自動車等」という。）については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして軽自動車税_____を課することとされているが、当該買主が当該軽自動車等に対して課する軽自動車税_____に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該軽自動車等の売主に対し、当該軽自動車等の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の10①、令6の2の2）

(2)～(5) 略

第7節 地方税の優先権等

26 地方団体の徴収金のうちの優先順位

(1) 略

(2) 滞納処分費（督促手数料を含む。）については、その徴収の基因となった地方団体の徴収金に先立って、強制換価手続により配当すべき金銭を配当し、又は過誤納金及び過誤納金以外の法の規定による還付金を充当するものであること。

(法14の5②)

36 地方税及び国税等と私債権との競合の調整

__にかかわらず、収益が実質的に帰属する者に対し、いわゆる実質課税が行われることにかんがみ、課税と徴収の一体化を図る趣旨から、その実質課税に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その事業税等の賦課の基因となった収益が法律上帰属するとみられる者に対し、その収益が生じた財産を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。

(2)及び(3) 略

19 軽自動車等の売主の第二次納税義務

(1) 法第444条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等（以下「所有権留保付軽自動車等」という。）については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして軽自動車税の種別割を課することとされているが、当該買主が当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該軽自動車等の売主に対し、当該軽自動車等の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の10①、令6の2の2）

(2)～(5) 略

第7節 地方税の優先権等

26 地方団体の徴収金のうちの優先順位

(1) 略

(2) 滞納処分費（督促手数料を含む。）については、その徴収の基因となった地方団体の徴収金に先立って、強制換価手続により配当すべき金銭を配当し、又は誤納金及び過誤納金以外の法の規定による還付金を充当するものであること。

(法14の5②)

36 地方税及び国税等と私債権との競合の調整

地方税及び国税等と私債権との三者間の優先順位が競合する場合における調整方法は、①まず強制換価手続の費用、直接の滞納処分費及び不動産保存の先取特権等特別の優先権をもつ債権の金額を定め、②次に地方税、国税と私債権との関係において、地方税、国税の差押先着手主義又は交付要求先着手主義にかかわらず地方税、国税の法定納期限等と担保権の設定時期（担保のための仮登記にあっては、仮登記又は仮登録の時期）により地方税、国税に充てるべき金額の総額と私債権に充てるべき金額の総額を定め、③次に、地方税、国税に充てるべき金額の総額については、地方税、国税の差押先着手主義及び交付要求先着手主義の順位により配当順位を定め、私債権に充てるべき金額の総額については民法その他の法律の規定により順次私債権に充てるものであること。（法14の20）

第9節 納税の猶予に伴う担保等

4.2 保全担保

市町村たばこ税等法第16条の3第1項各号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を納税者又は特別徴収義務者が滞納した場合において、その後その者に課されるべきこれらの地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金の担保として、金額（原則として前月分のその地方団体の徴収金の額の3倍に相当する金額を限度とする。）及び期限を指定してその納税者又は特別徴収義務者に担保の提供を命ずることができ、この担保の提供命令に応じないときは、納税者又は特別徴収義務者の財産のうち抵当権を設定できるものにつき地方団体の長が一方的にその抵当権を設定することができるものであること。

4.3 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮

地方税及び国税等と私債権との3者間の優先順位が競合する場合における調整方法は、①まず強制換価手続の費用、直接の滞納処分費及び不動産保存の先取特権等特別の優先権をもつ債権の金額を定め、②次に地方税、国税と私債権との関係において、地方税、国税の差押先着手主義又は交付要求先着手主義にかかわらず地方税、国税の法定納期限等と担保権の設定時期（担保のための仮登記にあっては、仮登記又は仮登録の時期）により地方税、国税に充てるべき金額の総額と私債権に充てるべき金額の総額を定め、③次に、地方税、国税に充てるべき金額の総額については、地方税、国税の差押先着手主義及び交付要求先着手主義の順位により配当順位を定め、私債権に充てるべき金額の総額については民法その他の法律の規定により順次私債権に充てるものであること。（法14の20）

第9節 納税の猶予に伴う担保等

4.2 保全担保

市町村たばこ税等法第16条の3第1項各号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を納税者又は特別徴収義務者が滞納した場合において、その後その者に課されるべきこれらの地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金の担保として、金額（原則として前月分のその地方団体の徴収金の額の3倍に相当する金額を限度とする。）及び期限を指定してその納税者又は特別徴収義務者に担保の提供を命ずることができ、この担保の提供命令に応じないときは、納税者又は特別徴収義務者の財産のうち抵当権を設定できるものにつき地方団体の長が1方的にその抵当権を設定することができるものであること。

4.3 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮

捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後1年を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重を期すること。

なお、所得税又は法人税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税又はその所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。また、この場合において「1年」と規定されている解除期間については「6か月」と読み替えるものとする。こと。（法16の4、令6の12）

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

47 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴

捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後1年を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重に取り扱うこと。

なお、所得税又は法人税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税又はその所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。また、この場合において「1年」と規定されている解除期間については「6か月」と読み替えるものとする。こと。（法16の4、令6の12）

第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

47 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴

収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1)～(6) 略

(7) (1)から(6)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から6までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までは行うことができるものであること。

ア～エ 略

(8) 略

第12節 不服審査及び訴訟

50 訴訟

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての訴訟については、その対象となる処分が大量的であり、かつ、専門的、技術的な内容をもつものが多くこと等にかんがみ、直接裁判所の判断に委ねるよりも行政庁により審査させる方が適当であるので、出訴につき審査請求前置とされているものであること。（法19の12）

第14節 滞納処分及び犯則取締処分

65 犯則取締処分

(1) 市町村は、間接地方税とする法定外税を当該市町村の条例で指定することができるものであること。（法22の7、令6の22の4）

なお、その指定に当たっては、間接地方税として取り扱われる法定税の性格を踏まえ、その税目の税負担の転嫁の有無、課税の方式などから、通告処分を導入することが妥当と思われる法定外税について、指定するものであること。

収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1)～(6) 略

(7) (1)から(6)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から5までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までは行うことができるものであること。

ア～エ 略

(8) 略

第12節 不服審査及び訴訟

50 訴訟

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての訴訟については、その対象となる処分が大量的であり、かつ、専門的、技術的な内容をもつものが多くこと等にかんがみ、直接裁判所の判断にゆだねるよりも行政庁により審査させる方が適当であるので、出訴につき審査請求前置とされているものであること。（法19の12）

第14節 滞納処分及び犯則取締処分

65 犯則取締処分

(1) 市町村は、間接地方税とする法定外税を当該市町村の条例で指定することができるものであること。（法第22の7、令6の22の4）

なお、その指定に当たっては、間接地方税として取り扱われる法定税の性格を踏まえ、その税目の税負担の転嫁の有無、課税の方式などから、通告処分を導入することが妥当と思われる法定外税について、指定するものであること。

(2) 略

第2章 市町村民税

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

6 この場合における住所とは、納税義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて1人1箇所に限られるものであること。

住所の具体的な認定に当たっては、住民基本台帳法の施行に伴う住所の認定に関する諸通知によるものであるが、次の点に特に留意すること。

(1)～(5) 略

(6) 自衛隊隊員の住所については次の取扱いによるものであること。

ア 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第55条及び自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第6節の規定に基づき、防衛大臣が指定する集団的居住場所（以下この項において「営舎」という。）に居住することを義務とされている隊員若しくは特に営舎内に居住することを命ぜられている隊員（以下この項において「営内居住者」という。）又は船舶内に居住することを義務とされている隊員（以下この項において「船舶乗組員」という。）の住所は原則としてそれぞれ当該営舎又は当該船舶の定けい港の所在する市町村にあるものとする。

ただし、営内居住者または船舶乗組員のうち、その家族の住所が営舎または船舶の定けい港所在地に近接する地にあり、家族を扶養する等、家族と密接な生活関係がある場合は、家族の居住地にあるものとする。

イ 営内居住者及び船舶乗組員以外の隊員（以下この項において「営外居住者」という。）の住所は原則としてその隊員の居住する市町村にあるものとする。

ウ 自衛隊の学校に入校中の隊員の住所は、入校前勤務機関におけるその者の居住の状態に応じ、ア又はイに掲げるところに準ずる居住地にあるものとする。

ただし、1年以上の入校を命ぜられている隊員の住所は、校外に居住する等

(2) 略

第2章

第1節 納税義務者

第1 個人の納税義務者

6 この場合における住所とは、納税義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて1人1箇所に限られるものであること。

住所の具体的な認定に当たっては、住民基本台帳法の施行に伴う住所の認定に関する諸通知によるものであるが、次の点に特に留意すること。

(1)～(5) 略

(6) 自衛隊隊員の住所については別途「自衛隊隊員の住所の認定等について」（昭和30年12月1日付自丙市発第137号）に、海上保安庁所属船舶職員の住所については別途「海上保安庁所属船舶職員の住所の認定について」（昭和37年7月13日付自丙市発第18号）により、それぞれ取り扱うこと。

特段の事情がない限り、当該学校の所在地にあるものとする。

エ 自宅療養又は休職を許可若しくは命ぜられている隊員の住所は、原則としてその者の自宅療養又は休職中の住所の所在する市町村にあるものとする。

オ 外国旅行（船舶乗組員がその乗り組む船舶により外国に航海する場合を除く。）中の隊員の住所は、その者の旅行前勤務機関における居住の状態に応じ、ア又はイに掲げるところに準ずる市町村にあるものとする。

カ 1月1日において転任（勤務期間の移転に伴う移動を含む。）のためその住居を移転中の隊員の住所は、当該移転前の勤務機関における居住の状態に応じ、ア又はイに掲げるところに準ずる市町村にあるものとする。

(7) 海上保安庁所属船舶職員の住所は、原則として、当該職員の乗り組む船舶の定けい港所在の市町村（当該市町村の近隣市町村に家族の住所がある場合には、その家族の住所がある市町村）にあるものとする。

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

なお、この場合においては次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げるものは、それぞれの規定により所得税法第22条第2項の総所得金額から除かれているので、所得割の課税標準となる総所得金額には含まれない

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

なお、この場合においては次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げるものは、それぞれの規定により所得税法第22条第2項の総所得金額から除かれているので、所得割の課税標準となる総所得金額には含まれない

ものであること。

なお、これらの利子等は、道府県民税利子割の課税対象となるものであること。
。(法23⑩XIV)

ア～シ 略

ス 農水産業協同組合貯金保険法第70条第2項ただし書の規定による支払い（同法第73条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる利子、同項第2号に掲げる給付補填金、同項第3号に掲げる収益の分配又は同項第4号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）

セ 略

(4)～(6) 略

16の2 平成17年度以後の年度分の個人の市町村民税については、法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、法第313条第13項の規定の適用がある場合を除き、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものであり、法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、法第313条第15項の規定の適用がある場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものであること。（法313⑫・⑭、平成15年改正法附則10⑤）

なお、特定配当等は道府県民税配当割の課税対象となるものであり、特定株式等譲渡所得金額は道府県民税株式等譲渡所得割の課税対象となるものであること。（法23⑩XV・XVII）

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下

ものであること。

ア～シ 略

ス 農水産業協同組合貯金保険法第70条第2項ただし書の規定による支払い（同法第73条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる利子、同項第2号に掲げる給付補填金、同項第3号に掲げる収益の分配又は同項第4号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）

なお、これらの利子等は、道府県民税利子割の課税対象となるものであること。
。(法23⑩XIV)

セ 略

(4)～(6) 略

16の2 平成17年度以後の年度分の個人の市町村民税については、法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下「特定配当等」という。）_____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、法第313条第13項の規定の適用がある場合を除き、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものであり、法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、法第313条第15項の規定の適用がある場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものであること。（法313⑫・⑭、平成15年改正法附則10⑤）

なお、特定配当等は道府県民税配当割の課税対象となるものであり、特定株式等譲渡所得金額は道府県民税株式等譲渡所得割の課税対象となるものであること。（法23⑩XV・XVII）

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下

で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和9年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和9年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市

で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和7年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和7年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市

町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則４の２①Ⅰ）

(2)及び(3) 略

第４ 税率及び税額の計算

24の3 法第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特例控除対象寄附金であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出した時に当該寄附金を受領した都道府県、市町村又は特別区が同条第2項の規定による指定をされているかどうかにより行うものであり、同項の規定による指定を受けていた都道府県、市町村又は特別区が同条第5項の規定により指定を取り消された日以後に当該都道府県、市町村又は特別区に対して支出した寄附金については、特例控除対象寄附金とはならないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) 平成26年度から令和30年度までの各年度分の個人の市町村民税についての法第314条の7第1項及び第11項並びに附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6第3項の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6③）

(5) 令和31年度以後の各年度分の個人の市町村民税についての法第314条の7第1項及び第11項並びに附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、
、当分の間、法附則第5条の6第4項の規定により読み替えて適用すること。（

町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則４の２①Ⅰ）

(2)及び(3) 略

第４ 税率及び税額の計算

24の3 法第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特例控除対象寄附金であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出した時に当該寄附金を受領した都道府県、市町村又は特別区が同条第2項の規定による指定をされているかどうかにより行うものであり、同項の規定による指定を受けていた都道府県、市町村又は特別区が同条第6項の規定により指定を取り消された日以後に当該都道府県、市町村又は特別区に対して支出した寄附金については、特例控除対象寄附金とはならないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の市町村民税についての法第314条の7第1項及び第11項並びに附則第5条の5第2項（これらの規定を法附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6②）

法附則5の6④)

(6) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則5の7②、令附則4の6②）

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 「ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、指定申出手続にあたって発出される「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」等の通知を参照されたいこと。

(2) 略

26 調整控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法314の6）

(5) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則5の7②、令附則4の6②）

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和6年6月28日付総税市第67号）及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和6年7月16日付総税市第71号）を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

26 調整控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法314の6）

(1) 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額であり、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額を含まないものであること。

(2) 略

(1) 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額であり、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額_____又は先物取引に係る課税雑所得等の金額を含まないものであること。

(2) 略

2.8 法附則第5条の4の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4⑥～⑬)

(1) この控除は、取得した住宅を居住の用に供した年(以下「居住年」という。)が平成18年以前である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年以後である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年以後である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2) 法附則第5条の4第6項第2号には、前年分の所得につき平成18年度税制改正における税源移譲前の税率を適用した場合の所得税額が、同項第3号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、これらの金額は、いずれも住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(3) この控除の適用を受けようとする所得割の納税義務者は、適用を受けようとする年度ごとに、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に適用を受けようとする旨及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額に関する事項を記載した市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があるものであること。したがって、年末調整によって所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた所得割の納税義務者についても、市町村民税住宅借入金等特別税額

控除申告書を提出する必要があるものであること。

(4) 所得税の確定申告をする所得割の納税義務者は、税務署長を経由して、(2)の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出することができるものであること。

(5) 当該市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書は、毎年3月15日までに提出される必要があるが、その提出期限後においても市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された場合には、この控除の適用を受けることができるものであること。

(6) 市町村長は、当該市町村の区域を管轄する税務署長に対し、(2)の申告書に記載された事項について確認を求め、控除すべき額を決定するものであること。

28 法附則第5条の4の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4⑤～⑧)

(1) この控除は、取得した住宅を居住の用に供した年が平成21年から令和12年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであること。

(2) 法附則第5条の4第5項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定(特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る控除額の特例の規定)については適用しないで計算するものであること。

28の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2⑤～⑧)

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から令和7年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から令和7年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2) この控除は、法附則第5条の4の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合には適用されないものであること。

(3) 法附則第5条の4の2第5項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定(特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る控除額の特例の規定)については適用しないで計算するものであること。

(3) 法附則第5条の4第5項第2号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、この金額は、住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること

(4) 略

第3節 申告制度

31 各種申告書及び附属申告書並びに給与支払報告書及び公的年金等支払報告書（以下「申告書等」と総称する。）の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申告書等を提出するものであること。（法317の2①、317の2③、317の2⑤、317の6、321の5③、令46の3）

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者や特別徴収義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。この場合において、市町村において申告書等の用紙を課税台帳として利用するため、申告書等の裏面に必要事項を印刷することは差支えないが、それらの事項については納税義務者又は特別徴収義務者が記載することを要しない旨をあわせて明記しなければならないものであること。

31の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の3）

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した次に掲げる事項を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

ア 略

イ 特定配偶者（法第317条の3の3第1項第2号に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）（同項第1号及び第2号に掲げる者の特定配偶者にあつては、退職所得等を有するものに限る。以下この項において同じ。）の氏名、住所

(4) 法附則第5条の4の2第5項第2号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、この金額は、住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(5) 略

第3節 申告制度

31 各種申告書及び附属申告書並びに給与支払報告書（以下「申告書等」と総称する。）の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成された申告書等を提出するものであること。（法317の2①、317の2③、317の2⑤、317の6、321の5③、令46の3）

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者や特別徴収義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであること。この場合において、市町村において申告書等の用紙を課税台帳として利用するため、申告書等の裏面に必要事項を印刷することは差支えないが、それらの事項については納税義務者又は特別徴収義務者が記載することを要しない旨をあわせて明記しなければならないものであること。

31の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の3）

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した次に掲げる事項を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

ア 略

イ 特定配偶者（法第317条の3の3第1項_____に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）_____の氏名、住所

、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

ウ _____ 扶養親族（法第317条の3の3第1項第1号及び第2号に掲げる者の扶養親族にあつては、退職所得等を有するものに限る。以下この項において同じ。）の氏名、申告者との続柄、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

エ _____ 特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。以下この項において同じ。）（法第317条の3の3第1項第1号及び第2号に掲げる者の特定親族にあつては、退職所得等を有するものに限る。以下この項において同じ。）の氏名、申告者との続柄、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

(2)～(4) 略

(5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)アに掲げる事項については、国外扶養親族証明書類が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国扶養親族も含めて転記すること。また、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)イ及びウに掲げる事項については、規則第2条の3の6第10項及び第11項の規定により提出すべき書類が公的年金等支払者に対して提出されていない特定配偶者、_____ 扶養親族又は _____ 特定親族についても転記すること。

(6)～(8) 略

第4節 賦課徴収

第6 道府県民税及び森林環境税の取扱い

36 個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、左の方法によって個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。（法739の4②、令57の4の2）

、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

ウ 退職手当等に係る所得を有する扶養親族 _____
_____ の氏名、申告者との続柄、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

エ 退職手当等に係る所得を有する特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。以下この項において同じ。） _____
_____ の氏名、申告者との続柄、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

(2)～(4) 略

(5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)アに掲げる事項については、国外扶養親族証明書類が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国扶養親族も含めて転記すること。また、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)イ及びウに掲げる事項については、規則第2条の3の6第10項及び第11項の規定により提出すべき書類が公的年金等支払者に対して提出されていない特定配偶者又は退職手当等に係る所得を有する扶養親族若しくは特定親族についても転記すること。

(6)～(8) 略

第4節 賦課徴収

第6 道府県民税及び森林環境税の取扱い

36 個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、左の方法によって個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。（法739の4②、令57の4の2）

(1)及び(2) 略

(3) 当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る按分率の算定に当たっては、給与所得に係る特別徴収税額は次に掲げる額の合計額又はこれとあわせて徴収すべき個人の道府県民税及び森林環境税の合算額により算定するものであること。

ア～ウ 略

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（（16）及び（17）を除く。）の適用前の法人税額（各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。）をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)及び(2) 略

(3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除（法人税法69の2・144の2の2、措置法9の3の2⑦・9の6④・9の6の2④・9の6の3④・9の6の4④）

(4) 略

(5) 試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。）の同項の規定による控除、同条第7項の規定による控除、当該中小企業者等の当該事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第8項第3号イの他の通算法人の同項第2号に規定する他の

(1)及び(2) 略

(3) 当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る按分率の算定に当たっては、特別徴収税額は次に掲げる額の合計額又はこれとあわせて徴収すべき個人の道府県民税及び森林環境税の合算額により算定するものであること。

ア～ウ 略

第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（（7）、（16）及び（17）を除く。）の適用前の法人税額（各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。）をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)及び(2) 略

(3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除（法人税法69の2・144の2の2、措置法9の3の2⑦・9の6④・9の6の2④・9の6の3④・9の6の4④）

(4) 略

(5) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。以下（5）において同じ。）の試験研究費に係るもの（中小企業者等の当該事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第8項第3号イの他の通算法人の同項第2号に規定する他の事業年度に

事業年度において同項第5号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第3号の中小企業者等控除限度額に係るものに限る。）がある場合における同項第6号ロ又は第7号の規定による加算、及び中小企業者等（同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(13)、(14)及び(15)において同じ。）の同法第42条の4第14項の規定による控除を除く。）（措置法42の4、法附則8①～④）

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等の租税特別措置法第42条の4の2第1項の規定による控除、中小企業者等の同条第2項において準用する同法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算、及び中小企業者等の同法第42条の4の2第2項において準用する同法第42条の4第14項に規定する控除 _____ を除く。）（措置法42の4の2、法附則8⑤～⑦）

(7) 重点産業技術試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等の租税特別措置法第42条の5第1項の規定による控除、中小企業者等の同条第2項の規定による控除、中小企業者等の同条第3項第2号において準用する同法第42条の4第8項第6号ロ及び第7号の規定による加算、及び中小企業者等の同条第42条の5第3項第2号において準用する同法第42条の4第14項の規定による控除を除く。）（措置法42の5、法附則8⑧～⑩）

(8)及び(9) 略

(10) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8⑫）

(11) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12 _____ ②・⑥・⑦、法

において同項第5号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第3号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合における同項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。）

_____ を除く。）（措置法42の4、法附則8①・③）

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)及び(15)において同じ。）の試験研究費に係るもの（当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。）を除く。）（措置法42の4 _____、法附則8②・④）

(7) 一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等（租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含む。以下(7)において同じ。）に規定する過去適用事業年度等をいう。以下(7)において同じ。）における取戻税額等に超過があった場合の同条第13項の規定による控除（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除く。）（措置法42の4、法附則8②）

(8)及び(9) 略

(10) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8⑮）

(11) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の11の3②・⑤・⑥、法

附則 8 ⑬)

(12) 略

(13) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法 4 2 の 1 2 の 5、法附則 8 ⑭～⑯）

(14) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（租税特別措置法第 4 2 条の 1 2 の 6 第 2 項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。）（措置法 4 2 の 1 2 の 6 ②～⑧・⑫～⑮、法附則 8 ⑰）

(15) 特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法 4 2 の 1 2 の 7 ②～④・⑦・⑩・⑪、法附則 8 ⑱・⑲）

(16) 及び (17) 略

4 5 の 3 4 5 (5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(13)、(14) 及び (15) における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が 4 5 (5)、(6)、(7) 及び (13) における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 及び (3) 略

(4) 法人が 4 5 (14) における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(5) 法人が 4 5 (15) における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

4 9 2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第 3 2 1 条の 8

附則 8 ⑥)

(12) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法 4 2 の 1 2、法附則 8 ⑦）

(13) 略

(14) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法 4 2 の 1 2 の 5、法附則 8 ⑧～⑪）

(15) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（租税特別措置法第 4 2 条の 1 2 の 6 第 2 項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。）（措置法 4 2 の 1 2 の 6 ②～⑧・⑫～⑮、法附則 8 ⑫）

(16) 及び (17) 略

4 5 の 3 4 5 (5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14) 及び (15) における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が 4 5 (5)、(6)、(7)、(12) 及び (14) における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 及び (3) 略

(4) 法人が 4 5 (15) における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

4 9 2 以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第 3 2 1 条の 8

第1項前段又は第2項前段の規定により中間申告をする場合の前事業年度分として事業年度（通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度）開始の日以後6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度に係る法人税割額には、同条第43項の規定により加算された金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（これらの規定を同法第42条の4の2第2項又は第42条の5第3項第2号において準用する場合を含む。）、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②前段、令48の10・48の10の3、令附則5の2の4①・②）したがって、前事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、法第321条の8第43項の規定により加算された金額及び当該法人税割額の課税標準である法人税額（関係市町村ごとに分割した後の額）に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額（関係市町村ごとに分割する前の額）に対する当該法人税額のうち租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（これらの規定を同法第42条の4の2第2項又は第42条の5第3項第2号において準用する場合を含む。）、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

なお、上記の租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合についても、同様の取扱いであること。（令附則5の3、令和2年9月改正令附則5⑧・⑨）

第1項前段又は第2項前段の規定により中間申告をする場合の前事業年度分として事業年度（通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度）開始の日以後6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度に係る法人税割額には、同条第43項の規定により加算された金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②前段、令48の10・48の10の3、令附則5の2の4①・②）したがって、前事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、法第321条の8第43項の規定により加算された金額及び当該法人税割額の課税標準である法人税額（関係市町村ごとに分割した後の額）に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額（関係市町村ごとに分割する前の額）に対する当該法人税額のうち租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

なお、上記の租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合についても、同様の取扱いであること。（令附則5の3、令和2年9月改正令附則5⑧・⑨）

51の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号。以下51の2、52及び52の2において「特別措置法」という。）第18条第1項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相当額（租税特別措置法第66条の7第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ。）のうち、同条第4項に規定する法人税の額、同条第10項に規定する所得地方法人税額及び特別措置法第18条第1項に規定する防衛特別法人税の額並びに法第53条第36項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉞、特別措置法43①）

(1) 控除対象所得税額等相当額が全額法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額は、ないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) 特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第321条の8第36項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額（租税特別措置法第66条の7第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。）は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第20号の3の2様式に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。（令48の12の2②、則10）

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人

51の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項 _____
_____ の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相当額（同条 _____ 第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ。）のうち、同条第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額 _____ 並びに法第53条第36項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉞ _____）

(1) 控除対象所得税額等相当額が全額法人税額及び地方法人税額 _____ 並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額は、ないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) _____ 法第321条の8第36項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額（租税特別措置法第66条の7第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。）は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第20号の3の2様式に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。（令48の12の2②、則10）

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人

税等の額のうち、同法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額、地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の地方法人税控除限度額又は地方法人税法施行令（平成26年政令第139号）第3条第3項の規定により計算した金額及び特別措置法第16条第1項の防衛特別法人税控除限度額又は防衛特別法人税に関する政令（令和7年政令第134号）第3条第3項の規定により計算した金額並びに令第9条の7第4項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第5項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔、特別措置法43①）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令48の13①）

なお、内国法人が租税特別措置法第66条の6第1項、第8項若しくは第10項又は第66条の9の2第1項、第8項若しくは第10項の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第48条の13第3項の規定により外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令48の13③）

(2) 略

税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項に規定する地方法人税控除限度額又は地方法人税法施行令（平成26年政令第139号）第3条第3項の規定により計算した金額

並びに令第9条の7第4項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第5項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8㉔

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令48の13①）

なお、内国法人が租税特別措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項又は第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第48条の13第3項の規定により外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令48の13③）

(2) 略

(3) 各事業年度の外国の法人税等が全額法人税額、 地方法人税額及び防衛特別法人税額並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき当該事業年度の外国の法人税等の額は、ないものであること。

なお、各事業年度において市町村民税の控除余裕額が生じた場合において、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（(4)及び(5)において「前3年以内の各事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度前の事業年度において、法人税額、 地方法人税額及び防衛特別法人税並びに道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除することができた額を超える部分の額があるときは、防衛特別法人税に関する政令第19条第1項の規定により読み替えられた令第48条の13第2項の規定による額を当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなして、市町村民税の法人税割額から控除することとされているものであること。（令48の13②、防衛特別法人税に関する政令19①）

(4)～(9) 略

(10) 特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第321条の8第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第5項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。（特別措置法43①、令48の13⑧、則10の2の6⑤）

52の2 特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第321条の8第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度（以下52の2において「適用事業年度」という。）の同項に規定する税額控除額（以下52の2において「税額控除額」という。）が当初申告税額控除額

(3) 各事業年度の外国の法人税等が全額法人税額及び 地方法人税額 並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき当該事業年度の外国の法人税等の額は、ないものであること。

なお、各事業年度において市町村民税の控除余裕額が生じた場合において、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（(4)及び(5)において「前3年以内の各事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度前の事業年度において、法人税額及び 地方法人税額 並びに道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除することができた額を超える部分の額があるときは、 令第48条の13第2項の規定による額を当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなして、市町村民税の法人税割額から控除することとされているものであること。（令48の13② ）

(4)～(9) 略

(10) 法第321条の8第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第5項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。（ 令48の13⑧、則10の2の6⑤）

52の2 法第321条の8第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度（以下52の2において「適用事業年度」という。）の同項に規定する税額控除額（以下52の2において「税額控除額」という。）が当初申告税額控除額

(当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第321条の8第40項(第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなすものであること。(法321の8^㉟~^㊱、特別措置法43^①)

また、適用事業年度後の通算法人(通算法人であった内国法人(公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。))を含む。)の各事業年度(以下52の2において「対象事業年度」という。)において、法第321条の8第42項に規定する調整後過去税額控除額(以下52の2において「調整後過去税額控除額」という。))が同項に規定する過去当初申告税額控除額(以下52の2において「過去当初申告税額控除額」という。))を超える場合にあっては税額控除不足額相当額(当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額(当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)を加算するものであること。(法321の8^㊲・^㊳)

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額(それぞれ法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限までに提出され

(当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について同条_____第40項(第1号及び第3号_____に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなすものであること。(法321の8^㉟~^㊱_____)

また、適用事業年度後の通算法人(通算法人であった内国法人(公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。))を含む。)の各事業年度(以下52の2において「対象事業年度」という。)において、法第321条の8第42項に規定する調整後過去税額控除額(以下52の2において「調整後過去税額控除額」という。))が同項に規定する過去当初申告税額控除額(以下52の2において「過去当初申告税額控除額」という。))を超える場合にあっては税額控除不足額相当額(当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額(当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)を加算するものであること。(法321の8^㊲・^㊳)

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額(それぞれ同条_____第1項の規定による申告書の提出期限までに提出され

た仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第321条の8第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法321の8④、特別措置法43①)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)～(9) 略

58 56から56の7までの場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法321の8③・⑧・⑬・⑰・㉓・㉖、法附則8③・⑥・⑩・8の2、令和2年改正法附則13④～⑥、令48の11の2・48の11の10・48の11の13・48の11の18・48の11の22・48の11の25、令附則5の2の4⑤～⑧・5の3、令和2年9月改正令附則5⑳・㉑・㉗)

(1) 内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同法第42条の4の2第2項又は第42条の5第3項第2号において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該

た仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について同条 第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法321の8④_____)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)～(9) 略

58 56から56の7までの場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法321の8③・⑧・⑬・⑰・㉓・㉖、法附則8③・④_____・8の2、令和2年改正法附則13④～⑥、令48の11の2・48の11の10・48の11の13・48の11の18・48の11の22・48の11の25、令附則5の2の4⑤～⑦・5の3、令和2年9月改正令附則5⑳・㉑・㉗)

(1) 内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同条第18項 _____において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該

法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

なお、上記(1)から(3)までに掲げる租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された額を控除した額を控除限度額とすること。

(4)及び(5) 略

第7節 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

75 ただし、平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第5項の特例措置は適用されないことに留意すること。(法附則33の3⑧)

第8節 譲渡所得の課税の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条

法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

なお、上記(1)から(3)までに掲げる租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された額を控除した額を控除限度額とすること。

(4)及び(5) 略

第7節 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

75 ただし、平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第5項の特例措置は適用されないことに留意すること。(法附則33の3⑧)

第8節 譲渡所得の課税の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の

の2第5項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。（法附則34の2⑦）

(4)及び(5) 略

第9の2節 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の5 当分の間、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の3の6第4項の政令で定めるところにより計算した金額に係る特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した特定暗号資産に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、特定暗号資産に係る所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得の金額から控除できないこととされ、また、特定暗号資産に係る所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、特定暗号資産に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額から控除できないことに留意すること。（法附則35の3の6④・⑤Ⅱ）

(2) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の3の7第8項に規定する特定暗号資産の譲渡損失の金額については、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。（法附則35の3の7⑦）

第3章 固定資産税

2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。（法附則34の2⑥）

(4)及び(5) 略

第3章 固定資産税

第6節 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置

44 住宅から除外される「別荘」とは、日常生活の用に供しない家屋又はその部分

(毎月1日以上の居住(年間を通じてこれと同程度の居住を含む。)の用に供するもの以外のもの)のうち専ら保養の用に供するものをいい、例えば週末に居住するための郊外等の家屋、遠距離通勤者が平日に居住するための職場の近くの家屋等については、住宅の範囲に含めるのが適当であること。(法附則15の6から15の10まで)

44の2 「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」については、次の事項に留意すること。

(1) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあっては、当該対象に係る固定資産税を賦課徴収するために、参酌基準による場合も含め、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。

(2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。

第7節 土地に係る固定資産税の特例

45～47 略

第8節 市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例

48～50 略

第4章 軽自動車税

第1節 通則

1 軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車とは、それぞれ道路運送車両法(昭和26年法律第185号)にいう原動機付自転車(被けん引車を除く。)、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下この章において「軽自動車等」という。)をいうものであり、したがって被けん引車に該当する原動機付自転車に対しては、軽自動車税を課することができないものであること。(法442 IV～VII)

第6節 土地に係る固定資産税の特例

44～46 略

第7節 市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例

47～49 略

第4章 軽自動車税

第1節 通則

1 軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車とは、それぞれ道路運送車両法(昭和26年法律第185号)にいう原動機付自転車(被けん引車を除く。)、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下この章において「軽自動車等」という。)をいうものであり、したがって被けん引車に該当する原動機付自転車に対しては、軽自動車税を課することができないものであること。(法442 II～V)

2 営業用の軽自動車とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車をいい、この具体的判定に当たっては、自動車検査証に事業用と記載されたものをいい、自家用の軽自動車とは、営業用の軽自動車以外の軽自動車をいうものであること。（法448①）

3 略

4 略

2 営業用の軽自動車とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する軽自動車をいい、この具体的判定に当たっては、自動車検査証に事業用と記載されたものをいい、自家用の軽自動車とは、営業用の軽自動車以外の軽自動車をいうものであること。（法463の15①）

3 令第52条の18第1号に規定する「軽自動車に取り付けられる軽自動車の附属物」には、軽自動車の付属用品のうち通常軽自動車の取付用品といわれているものがこれに該当するものであること。また、同条第2号に規定する「特殊の用途のみ用いられる軽自動車」とは、いわゆる特種用途軽自動車（検査対象軽自動車の車両番号の分類番号が80から89まで、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまでの軽自動車）をいい、当該軽自動車に装備されている特別な機械又は装置については、人又は物を運送するために用いられる物のみが軽自動車に含まれるものであること。（法442、令52の18）

4 略

5 略

6 3輪以上の軽自動車の取得者

(1) 環境性能割における3輪以上の軽自動車の取得者とは、3輪以上の軽自動車の所有権を取得した者をいうが、製造により自動車製造業者が取得した3輪以上の軽自動車及び自動車販売業者等が販売のために3輪以上の軽自動車を取得した場合については、これに含まないこととされているものであること。（法443②、令52の19）

なお、これについては次の諸点に留意すること。

ア 自動車販売業者（以下「販売業者」という。）とは、自動車を販売することを業とする者をいい、自動車製造業者又は自動車修理業者が自動車を販売することを業とする場合には、これらの者もここにいう販売業者に含まれるもので

あること。

なお、中古車の販売をすることを業とする者は、すべて古物営業法第3条の許可を受けなければならないものとされていること。

イ 販売業者が販売のために取得した3輪以上の軽自動車とは、販売業者が商品として取得した3輪以上の軽自動車のことをいうものであること。したがって、販売業者が自己の使用に供するために取得した3輪以上の軽自動車は、販売のために取得した3輪以上の軽自動車に含まれないこと。

なお、販売業者が販売のために取得した3輪以上の軽自動車であっても、後日、自己の使用に供することとなったときは、3輪以上の軽自動車の取得者として環境性能割が課されるものであること。

ウ いわゆる下取りによって取得された中古車は、通常、販売業者が販売のために取得した3輪以上の軽自動車に該当するものであること。

エ 令第52条の19における運行の用に供されない3輪以上の軽自動車を例示すれば、次のような3輪以上の軽自動車であるが、これらの3輪以上の軽自動車に該当するかどうかは原則として自動車検査証の交付又は使用の届出の有無によって判定するよう取り扱うこと。

(ア) 自動車教習所の敷地内でのみ用いられる教習用の3輪以上の軽自動車

(イ) 工場等の敷地内でのみ用いられる3輪以上の軽自動車

(ウ) 展示用に、又は店舗として用いられる3輪以上の軽自動車

(エ) スクラップにされる3輪以上の軽自動車

(2) 3輪以上の軽自動車の自動車検査証の交付又は軽自動車の使用の届出がされた場合には、3輪以上の軽自動車が取得されたものと推定されるが、当該3輪以上の軽自動車の自動車検査証又は軽自動車届出済証の返納をした者が同一の3輪以上の軽自動車について自動車検査証の交付を受け、又は使用の届出をしたような場合には、新たに3輪以上の軽自動車が取得されたものではないことから、環境性能割は課税できないものであること。

5 みなす課税については、次の点に留意すること。

(1) 法第444条第1項に規定する「軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合」とは、例えば所有権留保付割賦販売の場合をいい、この場合には、当該軽自動車等について現実に使用又は収益をしている買主を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課するものとされていること。(法444①)

(2) 略

7 みなす課税については、次の点に留意すること。

(1) 法第444条第1項に規定する「軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合」とは、例えば所有権留保付割賦販売の場合をいい、この場合には、当該軽自動車等について現実に使用又は収益をしている買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課するものとされていること。(法444①)

(2) 略

第2節 環境性能割

第1 課税標準

8 環境性能割の課税標準である3輪以上の軽自動車の通常の取得価額とは、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額をいうものであるが、次の点に留意すること。(法450)

(1) 最初の車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受ける3輪以上の軽自動車(いわゆる新車をいう。)については、当該3輪以上の軽自動車を通常の取引の条件に従って販売業者等から取得するとした場合における対価として支払うべき金額をいうものであり、その算定に当たっては、下取り車の有無や契約の方法(割賦販売契約等)にかかわらないものであること。

なお、いわゆる公表小売価格のある3輪以上の軽自動車については、現実の取引価額(実勢価額)が、公表小売価格を若干下回っていることが通例であることに留意すること。

(2) 初回車両番号指定を受ける3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車(いわゆる中古車をいう。)については、初回車両番号指定からの経過年数や使用状況等により同種の3輪以上の軽自動車であっても取引価額が異なることから、

(1)に基づき算定した当該3輪以上の軽自動車が初回車両番号指定を受けたときにおける通常の取得価額に、初回車両番号指定からの経過年数に応じて別に総

務大臣が定める割合を乗じることとしていること。

(3) 取得された3輪以上の軽自動車について、令第52条の18に規定する「軽自動車の付加物」に該当しない付属物があるときは、当該付属物の価額は課税標準には算入されないものであること。

第2 申告納付及び納付義務の免除等

9 環境性能割の徴収方法が申告納付とされているのは、軽自動車検査協会における車両番号の指定等の手続の際に原則として環境性能割の課税関係の事務をすべて終了させることによって、徴収の簡素化及び納税者の便宜を図るためであること。(法453)

10 3輪以上の軽自動車の取得がされる場合には通常車両番号の指定等がされるものであるから、環境性能割の申告納付期限は車両番号の指定等を基準として定められているのであるが、次の点に留意すること。(法454)

(1) 次に掲げる場合は、いずれも法第454条第1項第1号に該当し、自動車検査証の交付又は使用の届出の時が申告納付期限となるものであること。

ア 自動車検査証の交付又は使用の届出のされていない3輪以上の軽自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合

イ 自動車検査証の交付又は使用の届出のされていない3輪以上の軽自動車について販売業者等が自動車検査証の交付を受け、又は使用の届出をした場合

ウ 3輪以上の軽自動車を国内に持ち込んで運行の用に供する場合

(2) 次に掲げる場合は、法第454条第1項第2号に該当し、自動車検査証の記入又は軽自動車届出済証の記入の時が申告納付期限となるものであること。

ア 既に自動車検査証の交付又は使用の届出のされている3輪以上の軽自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合

イ 所有権留保付売買に係る3輪以上の軽自動車について買主の変更があった場合

1 1 環境性能割の徴収

(1) 環境性能割の証紙徴収の取扱方法としては、環境性能割の申告書に証紙を貼付する方法と、これに代えて環境性能割の申告書に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示する方法又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後環境性能割の申告書に納税済印を押す方法とあるが、申告窓口における納付の便宜の観点から、原則として申告書に証紙を貼付する方法によることと
していることに留意すること。

なお、証紙代金収納計器による払込みの方法は、納税義務者が証紙代金収納計器の取扱人に証紙の額面金額に相当する現金を支払って環境性能割の申告書に当該金額の表示を受けることにより、環境性能割を払い込むものであること。この場合、証紙代金収納計器の取扱人は、証紙代金収納計器の取扱いにつき市町村長の承認を受けた者とし、証紙代金収納計器により表示することができる金額を市町村に納付するとともに、当該金額を限度として証紙代金収納計器を取り扱うものであること。

(2) 証紙徴収の方法による場合の経理その他の手続については次によること。

ア 納税義務者の租税債務は、証紙が市町村の印で消されたとき、証紙代金収納計器によって金額を表示させた申告書が受理されたとき又は納税済印の押印を受けたときに履行されたものとするものであること。

イ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに代えて現金で納付する場合に小切手による納付を受けるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第1号に掲げる小切手に該当し、その支払地が軽自動車検査協会の所在地であり、その提示期間の到来しているものであって、かつ、支払いが確実であると認められるものに限り納付を認めるものとする
こと。

ウ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに過誤納があった場合は、当該過誤納に係る現年度の還付金は、一般会計より歳入戻出するものとし

、還付加算金は一般会計の歳出から支出するものとする。

1.2 報告

3輪以上の軽自動車の取得者で納税義務者以外の者についても、法第454条第2項で定めるところにより報告書を提出しなければならないこととされているが、これは、通常の取得価額が免税点以下である3輪以上の軽自動車を取得した者及び非課税とされる3輪以上の軽自動車を取得した者についてその旨の確認をするためのものであること。(法454②)

1.3 納付義務の免除

3輪以上の軽自動車の返還があった場合の環境性能割の還付又は納付義務の免除については、次の点に留意すること。

(1) 法第459条の規定による納付義務の免除等は、同条第1項の規定に該当する3輪以上の軽自動車の返還があった場合にはすべて適用されるものであり、それが売買契約の解除によるものであると、単なる3輪以上の軽自動車の取換えであるとを問わないものであること。

なお、3輪以上の軽自動車の売買契約が解除された場合であっても、同条第1項に規定する場合に該当しない限り、同条の課税免除の適用はないものであること。

(2) 課税免除されるのは、返還の理由が専ら販売業者の責めに帰すべき場合であり、買主の使用が適正でないことにより性能が良好でなくなったような場合は、これに含まれないものであること。

(3) 既に納付されている税額を還付する場合は、その還付する金額に還付加算金を加算しないものであること。

第3 道府県による賦課徴収

1.4 軽自動車税の環境性能割については、当分の間、定置場所在道府県が賦課徴収等を行うこととしているが、次の諸点に留意すること。

(1) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、徴収の便宜や納税者の利便性、市町村の事務負担等を考慮し、当分の間、定置場所在道府県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととしていること。(法附則29の9①)

(2) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、当分の間、定置場所在道府県が行うものであるが、軽自動車税の環境性能割は、他の市町村税と同様、法律の定めるところによって、税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収について当該市町村の条例で定めることにより課する市町村税であることから、当該市町村の税条例等において、納税義務者や課税標準、税率などの規定を設けることにより、納税義務者が負うこととなる税負担を明確にする必要があること。

15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。(法附則29の10)

(1) 道府県が行う減免に関する事務への影響や、納税者の混乱を招かないようにする観点から、減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、当分の間、道府県内の市町村で同一のものとすることが望ましいと考えられること。

(2) 市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定し、又は改廃する場合には、定置場所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所在道府県の知事に協議しなければならないこと。

(3) 軽自動車税の環境性能割の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、道府県が自動車税の環境性能割において行う減免の対象となる登録車の範囲との整合性にも留意し、協議すること。

16 軽自動車税の環境性能割に関する不申告に関する過料については、徴収委託の対象とはならず、市町村が条例で過料を科する旨の規定を定めた場合に限り、科することができるものであること。

17 軽自動車税の環境性能割に係る申告書を提出する義務がある者は、環境性能割

の課税標準額及び環境性能割額等を記載した申告書を、定置場所在道府県の知事に提出するものであること。その際の申告書の様式については、施行規則第33号の4様式に準じて、定置場所在道府県において適切に定める必要があること。（法附則29の11）

18 定置場所在道府県に軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付があった場合には、定置場所在道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を当該納付のあった月の翌々月の末日までに定置場所在市町村に払い込むものとしていること。定置場所在市町村に払い込むまでの間における軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の取扱いについては、歳入歳出外現金に繰り入れてこれを保管するものとし、軽自動車税の環境性能割を証紙徴収の方法によって徴収した場合における証紙売りさばき代金についても、歳入歳出外現金として取り扱うこと。

また、定置場所在市町村における払込金の歳入年度については、納税義務者が定置場所在道府県に納付した日の属する年度ではなく、定置場所在道府県から定置場所在市町村に対して払込みがあった日の属する年度の歳入となること。（法附則29の12②）

19 軽自動車税の環境性能割に係る過誤納金の還付については、当分の間、定置場所在道府県が、自動車税の環境性能割の還付の例により、行わなければならないものであるが、この場合において、軽自動車税の環境性能割に係る過誤納金の還付又は充当については、当該年度前の各年度において収入されたものについてのみ定置場所在道府県の予算を通じて支出すべきものであり、現年度において収入したものに係るものについては定置場所在道府県が保管する歳入歳出外現金から支出すべきものであること。（法附則29の13）

20 定置場所在市町村は、定置場所在道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、以下の金額の合算額を、徴収取扱費として定置場所在道府県に交付しなければならないものであること。

第2節 税率等

6 軽自動車税の税率は、軽自動車等の種別により区分を設け、原動機付自転車については、さらにその総排気量又は定格出力の区分に応じて異なるものとされているが、これらの区分は、通常その車体に取り付けられている型式認定番号標の有無及びその表示内容によって判定することができるものであること。（法448__①）

- 7 (1) 法448条__第1項第1号ホに掲げる3輪以上の原動機付自転車は、車室（3輪の原動機付自転車にあつては、側面が構造上開放されている車室を除く。）を備え、又は輪距が0.5メートルを超えるものであり、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2に掲げるミニカーがこれに該当するものであること。（法448__①I、規則15の15I・II）
- (2) 規則第15条の15第3号に規定する道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動

- (1) 軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として払い込まれた額に100分の5を乗じて得た金額
- (2) 定置場所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を法第17条又は第17条の2の規定により定置場所在道府県が還付し、又は充当した場合における過誤納金に相当する金額
- (3) 法第17条の4の規定により定置場所在道府県が加算した(2)の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額
- なお、(2)における徴収取扱費の算定の基礎となる過誤納金に係る還付又は充当金額は、道府県がその予算を通じて支出した場合における当該還付金に相当する金額に限定されるものであること。（法附則29の16）

第3節 種別割

第1 税率等

2.1 種別割の税率は、軽自動車等の種別により区分を設け、原動機付自転車については、さらにその総排気量又は定格出力の区分に応じて異なるものとされているが、これらの区分は、通常その車体に取り付けられている型式認定番号標の有無及びその表示内容によって判定することができるものであること。（法463の15①）

- 2.2 (1) 法463条の15第1項第1号ホに掲げる3輪以上の原動機付自転車は、車室（3輪の原動機付自転車にあつては、側面が構造上開放されている車室を除く。）を備え、又は輪距が0.5メートルを超えるものであり、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2に掲げるミニカーがこれに該当するものであること。（法463の15①I、規則15の15I・II）
- (2) 規則第15条の15第3号に規定する道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動

機付自転車とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条の3で定める方法により測定した場合において、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。

イ 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。

ウ 20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

エ 構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。

オ オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられていること。

なお、原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものは、ミニカーに係る税率区分から除いているため、全ての特定小型原動機付自転車に第一種原動機付自転車の税率区分（税率2，000円）が適用されること。

（法448 ①I、規則15の15Ⅲ）

8 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この章において「車両番号の指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下この章において「平成26年改正法」という。）附則第15条 の表の各項により読み替えられた法第448条 第1項第2号に規定する標準税率が適用されること。（法448 ①、平成26年改正法附則15 ）

機付自転車とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条の3で定める方法により測定した場合において、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。

イ 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。

ウ 20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

エ 構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。

オ オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられていること。

なお、原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものは、ミニカーに係る税率区分から除いているため、全ての特定小型原動機付自転車に第一種原動機付自転車の税率区分（税率2，000円）が適用されること。

（法463の15①I、規則15の15Ⅲ）

23 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この章において「車両番号の指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割については、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下この章において「平成26年改正法」という。）附則第15条第1項の表の各項により読み替えられた法第463条の15第1項第2号に規定する標準税率が適用されること。（法463の15①、平成26年改正法附則15①）

9 (1) 市町村は、標準税率が規定されていない軽自動車等又は標準税率の区分により難い軽自動車等については、軽自動車等の用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができるものであるが、ここでいう「その他の軽自動車等の諸元」とは、用途、総排気量、定格出力のほか、軽自動車等の構造（長さ、幅、高さ等）、装置等軽自動車等を構成している諸要素をいうものであり、具体的には、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第3条第2項第1号に規定する諸元表に掲げる項目がこれに該当するものであること。また、その税率の設定に当たっては、他の区分に係る軽自動車税の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法448 ③）

(2) 小型特殊自動車で農耕作業用のものについては、その構造及び用途からみて、道路において運行の用に供される場合が一般的に少ないと認められることにかんがみ、これらの軽自動車等に係る軽自動車税の負担を軽減するよう税率を定めることが適当であること。なお、この場合も、他の区分に係る軽自動車税の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法448 ③）

第3節 徴収等

10 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、徴収の確保を期するため、その車体に標識を付するものとするのが適当であるが、この場合、標識の様式は、全国的に統一することが望ましいと考えられるから、別途「原動機付自転車等の標識について」（昭和60年4月1日自治市第30号）及び「改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の課税上の取扱い等について」（令和5年1月20日総税市第3号）に定める様式によらねたいこと。また、法第448条 第1項第1号ハに掲げる原動機付自転車に付する標識は、「新基準原付の課税上の取

24 (1) 市町村は、標準税率が規定されていない軽自動車等又は標準税率の区分により難い軽自動車等については、軽自動車等の用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、種別割 の税率を定めることができるものであるが、ここでいう「その他の軽自動車等の諸元」とは、用途、総排気量、定格出力のほか、軽自動車等の構造（長さ、幅、高さ等）、装置等軽自動車等を構成している諸要素をいうものであり、具体的には、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第3条第2項第1号に規定する諸元表に掲げる項目がこれに該当するものであること。また、その税率の設定に当たっては、他の区分に係る種別割 の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法463の15③）

(2) 小型特殊自動車で農耕作業用のものについては、その構造及び用途からみて、道路において運行の用に供される場合が一般的に少ないと認められることにかんがみ、これらの軽自動車等に係る種別割 の負担を軽減するよう税率を定めることが適当であること。なお、この場合も、他の区分に係る種別割 の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法463の15③）

第2 徴収等

25 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、徴収の確保を期するため、その車体に標識を付するものとするのが適当であるが、この場合、標識の様式は、全国的に統一することが望ましいと考えられるから、別途「原動機付自転車等の標識について」（昭和60年4月1日自治市第30号）及び「改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の課税上の取扱い等について」（令和5年1月20日総税市第3号）に定める様式によらねたいこと。また、法第463条の15 第1項第1号ハに掲げる原動機付自転車に付する標識は、「新基準原付の課税上の取

扱い等について」（令和7年4月1日総税市第28号）に示すとおり、同号イに掲げる原動機付自転車と同様のものとされたいこと。なお、軽自動車及び2輪の小型自動車については、道路運送車両法の規定により車両番号標をその車体に表示しなければならないものとされていることに留意すること。

1.1 所有権留付付軽自動車等については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして軽自動車税を課することとされているが、買主の住所又は居所が不明である場合には、市町村長は、売主に対して当該市町村の条例の定めるところにより、当該買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができるものであるが、この報告は売主に対して現に知り得ている事実の報告義務を課しているものであり、新たな調査義務を課しているものではないことに留意すること。（法452②）

なお、その円滑な運営を図るため、売主等と緊密な連絡を保つことが望ましいこと。

1.2 道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車及び2輪の小型自動車については、徴収の確保を図るため、同法第62条の規定による継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の使用者は、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に軽自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会に、2輪の小型自動車にあつては地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に提示しなければならないものとされ、提示がない場合においては、軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）が自動車検査証の返付をしないものとされているのであるが、「現に軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面」とは当該検査対象軽自動車若しくは2輪の小型自動車に係る滞納がない旨の証明書（以下「納税証明書」という。）又は軽自動車税の領収証書をいうものであること。

なお、納税証明書の取扱いについては、次の点に留意し、関係機関とも協議の上

扱い等について」（令和7年4月 日総税市第 号）に示すとおり、同号イに掲げる原動機付自転車と同様のものとされたいこと。なお、軽自動車及び2輪の小型自動車については、道路運送車両法の規定により車両番号標をその車体に表示しなければならないものとされていることに留意すること。

2.6 所有権留付付軽自動車等については、当該軽自動車等の買主を所有者とみなして種別割を課することとされているが、買主の住所又は居所が不明である場合には、市町村長は、売主に対して当該市町村の条例の定めるところにより、当該買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができるものであるが、この報告は売主に対して現に知り得ている事実の報告義務を課しているものであり、新たな調査義務を課しているものではないことに留意すること。（法463の19②）

なお、その円滑な運営を図るため、売主等と緊密な連絡を保つことが望ましいこと。

2.7 道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車及び2輪の小型自動車については、徴収の確保を図るため、同法第62条の規定による継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の使用者は、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に種別割の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会に、2輪の小型自動車にあつては地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に提示しなければならないものとされ、提示がない場合においては、軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）が自動車検査証の返付をしないものとされているのであるが、「現に種別割の滞納がないことを証するに足る書面」とは当該検査対象軽自動車若しくは2輪の小型自動車に係る滞納がない旨の証明書（以下「納税証明書」という。）又は種別割の領収証書をいうものであること。

なお、納税証明書の取扱いについては、次の点に留意し、関係機関とも協議の上

運用の円滑を期するものとする。

(1) 納税証明書の様式については、軽自動車税が完納済である旨の確認について国土交通省当局からの希望もあり、全国的に統一することが望ましいと考えられるので、別途「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」（平成22年3月30日総税市第17号）によられたいこと。

(2) 納税証明書の交付手数料については、納税証明書の交付が軽自動車税の徴収の確保の必要上行われるものであることにかんがみ、これを徴収しないものとされたいこと。

1.3 軽自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税の申告書等の取りまとめ、地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）等に備え付けられた軽自動車等に関する帳簿書類の閲覧、各市町村と地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）その他関係機関又は関係団体との間の事務の連絡調整等各市町村における軽自動車税に関する事務は、同税の賦課徴収の円滑を期するため、道府県単位で統一的行うことが適当であること。

第4節 税率の特例

1.4 3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、法附則第30条第1項の規定により読み替えられた法第448条第1項第2号に規定する標準税率が適用されること。したがって、3輪以上の軽自動車については、経過年数を求めるため、初めて車両番号の指定を受けた月（初度検査年月）を把握する必要があること。（法448第①、附則30①）

1.5 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、平成26年改正法附則第15条第 の表の各項において法附則第30条第1項の表の中欄に掲げる税率が

運用の円滑を期するものとする。

(1) 納税証明書の様式については、種別割が完納済である旨の確認について国土交通省当局からの希望もあり、全国的に統一することが望ましいと考えられるので、別途「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」（平成22年3月30日総税市第17号）によられたいこと。

(2) 納税証明書の交付手数料については、納税証明書の交付が種別割の徴収の確保の必要上行われるものであることにかんがみ、これを徴収しないものとされたいこと。

2.8 軽自動車及び2輪の小型自動車に係る種別割の申告書等の取りまとめ、地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）等に備え付けられた軽自動車等に関する帳簿書類の閲覧、各市町村と地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）その他関係機関又は関係団体との間の事務の連絡調整等各市町村における種別割に関する事務は、同税の賦課徴収の円滑を期するため、道府県単位で統一的行うことが適当であること。

第3節 税率の特例

2.9 3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割については、法附則第30条第1項の規定により読み替えられた法第463条の15第1項第2号に規定する標準税率が適用されること。したがって、3輪以上の軽自動車については、経過年数を求めるため、初めて車両番号の指定を受けた月（初度検査年月）を把握する必要があること。（法463の15①、附則30①）

3.0 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割については、平成26年改正法附則第15条第1項の表の各項において法附則第30条第1項の表の中欄に掲げる税率が

同表の下欄に掲げる税率に読み替えられ、当該税率が標準税率として適用されること。(法448①、附則30①、平成26年改正法附則15)

16 略

17 略

18 令和7年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項又は第3項の特例措置(軽自動車税のグリーン化特例(軽課))については令和8年度分_____の軽自動車税_____に、令和8年4月1日又は令和9年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項_____の特例措置については当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に適用されることに留意すること。(法附則30②～③)

第5章 市町村たばこ税

第3 課税標準

9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法467②・④、令53の2①・③)

(1) 葉巻たばこの重量計算

ア 略

イ アにより計量した1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ_____を「軽量な葉巻たばこ」とすること。

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 略

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本

同表の下欄に掲げる税率に読み替えられ、当該税率が標準税率として適用されること。(法463の15①、附則30①、平成26年改正法附則15①)

31 略

32 略

33 令和4年4月1日、令和5年4月1日又は令和6年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項から第4項までの特例措置(軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課))については当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に、令和7年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項又は第3項の特例措置については令和8年度分_____の軽自動車税の種別割に適用されることに留意すること。(法附則30②～④)

第5章 市町村たばこ税

第3 課税標準

9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法467②・④、令53の2①・③)

(1) 葉巻たばこの重量計算

ア 略

イ アにより計量した1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ(令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係る葉巻たばこについては、1本当たりの重量が0.7グラム未満のもの)を「軽量な葉巻たばこ」とすること。

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 略

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本

に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3)～(5) 略

10 法第467条第3項の規定による加熱式たばこの本数への換算方法等

法第467条第3項の規定により、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法467③、令53の2②・③・⑤～⑦)

(1) 重量換算

ア 加熱式たばこの重量(包装及び規則第16条の2の2に規定するものに係る部分の重量を除く。)は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめるものであること。

イ アにより計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

ウ イにより計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第467条第3項第1号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(2) 小売定価等換算

ア 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第467条第3項第2号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの0.7本)に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3)～(5) 略

10 法第467条第3項の規定による加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 法第467条第3項の規定により、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。(法467③、令53の2②・③・⑤～⑦)

ア 重量換算

ア 加熱式たばこの重量(包装及び規則第16条の2の2に規定するものに係る部分の重量を除く。)は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめるものであること。

イ アにより計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

ウ イにより計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第467条第3項第1号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

ア 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第467条第3項第2号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ アにより計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第467条第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3) (1)及び(2)の計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第467条第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

ウ ア及びイの計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること。

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第6条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第467条第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「旧重量換算本数」という。）、旧法第467条第3項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「新重量換算本数」という。）及び旧法第467条第3項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「小売定価等換算本数」という。）のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、この項により算出することに留意すること。

ア 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.8

新重量換算本数×0.2

小売定価等換算本数×0.2

イ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.6

新重量換算本数×0.4

小売定価等換算本数×0.4

ウ 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.4

新重量換算本数×0.6

小売定価等換算本数×0.6

エ 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.2

新重量換算本数×0.8

小売定価等換算本数×0.8

10の2 法附則第30条の3の規定による加熱式たばこの本数への換算方法等

法附則第30条の3の規定により、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法附則30条の3、令附則15の2の2・15の2の3）

(1) 略

(2) スティック型以外の加熱式たばこ

ア スティック型以外の加熱式たばこの重量計算

(ア) 略

(イ) (ア)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量が4グラム未満のスティック型以外の加熱式たばこ（法第466条の2の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具（法附則第30条の3第2項及び令附則第15条の2の3に定めるものに限る。）を除く。）を「軽量なスティック型以外の加熱式たばこ」とすること。

10の3 「併せて喫煙の用に供される」の意義

法附則第30条の3第2項及び令附則第15条の2の3各号に規定する「併せて喫煙の用に供される」ものとは、法第466条の2の規定により製造たばことみなされ

10の2 法附則第30条の3の規定による加熱式たばこの本数への換算方法等

法附則第30条の3の規定により、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法附則30条の3、令附則15の2の6・15の2の7）

(1) 略

(2) スティック型以外の加熱式たばこ

ア スティック型以外の加熱式たばこの重量計算

(ア) 略

(イ) (ア)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量が4グラム未満のスティック型以外の加熱式たばこ（法第466条の2の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具（法附則第30条の3第2項及び令附則第15条の2の7に定めるものに限る。）を除く。）を「軽量なスティック型以外の加熱式たばこ」とすること。

10の3 「併せて喫煙の用に供される」の意義

法附則第30条の3第2項及び令附則第15条の2の7各号に規定する「併せて喫煙の用に供される」ものとは、法第466条の2の規定により製造たばことみなされ

る加熱式たばこの喫煙用具（以下本項及び次項において「喫煙用具」という。）と併せて、スティック型以外の加熱式たばこ（「喫煙用具」を除く。以下本項及び次項において同じ。）又はスティック型の加熱式たばこを喫煙の用に供することが予定されているものであることが、当該スティック型以外の加熱式たばこ又はスティック型の加熱式たばこの性状、喫煙方法等から明らかなものをいうこと。

例えば、喫煙用具に装着することで加熱されることにより喫煙の用に供することが可能となる製品がこれに該当するものであること。

なお、スティック型の加熱式たばこと併せて喫煙の用に供される喫煙用具については、個装等に同梱されているかどうかにかかわらず、法附則第30条の3第2項の規定が適用されることに留意すること。

10の4 「当該加熱式たばこのみの品目のもの」の意義

令附則第15条の2の3第2号に規定する「当該加熱式たばこのみの品目のもの」とは、喫煙用具のみが個装等に収容されている製品をいうのであるから、スティック型以外の加熱式たばこ及び喫煙用具が個装等に同梱されている製品は、法附則第30条の3第2項の規定は適用されないことに留意すること。

なお、スティック型以外の加熱式たばこ及び喫煙用具が個装等に同梱されている場合は、当該スティック型以外の加熱式たばこ及び当該喫煙用具の重量（包装及び規則第16条の2の2に規定するものに係る部分の重量を除く。）を合計した総重量に対して、法附則第30条の3第1項（第2号に限る。）の規定が適用されるものであること。

第8章 法定外普通税

法定外普通税の新設又は変更に係る同意手続等については、別途「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日総税企第179号）及び「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を参考にされたいこと。

る加熱式たばこの喫煙用具（以下本項及び次項において「喫煙用具」という。）と併せて、スティック型以外の加熱式たばこ（「喫煙用具」を除く。以下本項及び次項において同じ。）又はスティック型の加熱式たばこを喫煙の用に供することが予定されているものであることが、当該スティック型以外の加熱式たばこ又はスティック型の加熱式たばこの性状、喫煙方法等から明らかなものをいうこと。

例えば、喫煙用具に装着することで加熱されることにより喫煙の用に供することが可能となる製品がこれに該当するものであること。

なお、スティック型の加熱式たばこと併せて喫煙の用に供される喫煙用具については、個装等に同梱されているかどうかにかかわらず、法附則第30条の3第2項の規定が適用されることに留意すること。

10の4 「当該加熱式たばこのみの品目のもの」の意義

令附則第15条の2の7第2号に規定する「当該加熱式たばこのみの品目のもの」とは、喫煙用具のみが個装等に収容されている製品をいうのであるから、スティック型以外の加熱式たばこ及び喫煙用具が個装等に同梱されている製品は、法附則第30条の3第2項の規定は適用されないことに留意すること。

なお、スティック型以外の加熱式たばこ及び喫煙用具が個装等に同梱されている場合は、当該スティック型以外の加熱式たばこ及び当該喫煙用具の重量（包装及び規則第16条の2の2に規定するものに係る部分の重量を除く。）を合計した総重量に対して、法附則第30条の3第1項（第2号に限る。）の規定が適用されるものであること。

第8章 法定外普通税

法定外普通税の新設又は変更に係る同意手続等については、別途「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日総税企第179号）を参考にされたいこと。

また、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外普通税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮されたいこと。

第9章 目的税

7 国民健康保険税に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 被保険者に係る標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額、標準介護納付金課税総額及び標準子ども・子育て支援納付金課税総額が、当該年度の初日における見積額等によることとされていることにかんがみ、年度途中において課税総額を変更することをなるべく避けるよう留意すべきであること。

(法703の4③・⑫・⑳・㉔)

(5) 擬制世帯においては、擬制世帯主に対して国民健康保険税を課すものであるが、当該課税額の算定に当たっては、当該世帯主に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額は算入しないものであること。(法703の4㉔)

(6) 国民健康保険税の減額は、次のとおりとするものであること。これらの減額は、国民健康保険税の減免とはその性格を異にするものであり、かつ、当該減額に伴う国民健康保険税の減収額を補てんするため別途国民健康保険法の規定するところにより国及び都道府県の負担金が交付されるものであること。(法703の5)

ア 低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。)の所得の合算額が一定額以下の場合には、当該納税義務者に課する被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額すること。

第9章 目的税

7 国民健康保険税に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 被保険者に係る標準基礎課税総額及び標準後期高齢者支援金等課税総額並びに標準介護納付金課税総額が、当該年度の初日における見積額等によることとされていることにかんがみ、年度途中において課税総額を変更することをなるべく避けるよう留意すべきであること。

(法703の4③・⑫・⑳)

(5) 擬制世帯においては、擬制世帯主に対して国民健康保険税を課すものであるが、当該課税額の算定に当たっては、当該世帯主に係る所得割額、資産割額及び被保険者均等割額は算入しないものであること。(法703の4㉔)

(6) 国民健康保険税の減額は、次のとおりとするものであること。これらの減額は、国民健康保険税の減免とはその性格を異にするものであり、かつ、当該減額に伴う国民健康保険税の減収額を補てんするため別途国民健康保険法の規定するところにより国及び都道府県の負担金が交付されるものであること。(法703の5)

ア 低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。)の所得の合算額が一定額以下の場合には、当該納税義務者に課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額すること。

イ 略

ウ 子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、当該者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額を減額すること。

エ 子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の金額が増えないよう、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に十八歳未満被保険者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者をいう。）がある場合には、当該十八歳未満被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額すること。

第10章 法定外目的税

法定外目的税の新設又は変更に係る同意手続等については、別途「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日 総税企第179号）及び「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を参考にされたいこと。

また、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外目的税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮されたいこと。

イ 略

ウ 子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、当該者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額_____を減額すること。

第10章 法定外目的税

法定外目的税の新設又は変更に係る同意手続等については、別途「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日付総税企第179号）を参考にされたいこと。